

## 競争参加者の資格に関する公示

平成23年度 中部地方の将来像検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年6月23日  
中部地方整備局長 富田 英治

### 1 業務概要

- (1) 業務名 平成23年度 中部地方の将来像検討業務
- (2) 業務内容 現在、国土交通省の諮問機関である「社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会」において、社会資本整備を戦略的に進めるため、「社会資本整備の必要性」「厳しい財政状況の下での選択と集中」を国民に明示する見直しに加え、「大震災を踏まえた今後の社会資本整備のあり方」を検討しているところである。  
本業務は、「社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会」における見直しの方針を踏まえつつ、「地方ブロックの社会資本の重点整備方針の見直し版（案）」及び、その方針を包含した中部地方の将来ビジョンである「新まんなかビジョンの見直し版（案）」（以下、二つの見直し版（案）を差して「見直し版（案）」という）を作成するものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年2月24日

### 2 申請の時期

平成23年6月24日から平成23年7月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

### 3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法  
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。  
ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>  
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。
- (2) 申請書の提出方法  
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る参加表明書（様式－1～6）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号  
名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課  
電話 052-953-8138
- (3) 申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次の(1)から(4)条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

- (1) 組合せ  
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は2者を限度とする。
  - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該

当しない者であること。

② 中部地方整備局における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成 22 年 10 月 1 日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）公示 5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑤ 当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成 23 年 6 月 23 日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）2 及び説明書 2 に示された条件を満たしている者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1)②の認定を受けていない構成員が 4 (1)②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4 (1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る企画提案書の提出の時までに 4 (1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「平成 23 年度 中部地方の将来像検討業務××・△△設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、当該選定の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成 23 年 6 月 23 日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより企画提案書の提出者として選定されていなければならない。